平成２８年（フ）第４９４６号
東京都葛飾区西亀有１丁目７―10―102
破産者　横溝りん子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４号
山梨県甲斐市竜地字池久保4323番地１
破産者　有限会社平野工務店
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７１３号
仙台市太白区西多賀１丁目16番51号
破産者　株式会社若葉
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
山形県酒田市北浜町１番１号
破産者　有限会社高砂運送
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第４１号
山形県酒田市御成町３番41号
破産者　酒田観光タクシー株式会社
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第７３号
千葉県柏市逆井２丁目33番２―303号
破産者　相川　行雄
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３５号
千葉県我孫子市下ケ戸696番地の１（204号）
モデルノ・アロッジオ
破産者　清水　慧樹（旧氏名清水麻里・清水恭吾）
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７４号
千葉県柏市柏1305番地29　柏ハイツ103号
破産者　今津　　進
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８５号
千葉県松戸市幸谷459番地の３　メイクスＢ―203号
破産者　株式会社リヴァーレ
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８６号
千葉県松戸市幸谷459番地の３　メイクスＢ―203号
破産者　福田　　達
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０２号
千葉県流山市宮園３丁目２番地の18　ライペリアＡ―201、開始決定時の住所千葉県流山市東初石６丁目186番地の24　（新Ｄ109街区１）408
破産者　星野　隆之
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０７号
千葉県我孫子市中峠1698番地の１　ティープラント３―203、商業登記簿上の本店所在地千葉県柏市弥生町７番25号
破産者　株式会社直井商店
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０８号
千葉県我孫子市中峠1698―１　ティープラント３―203、住民票上の住所千葉県柏市弥生町７番25号
破産者　直井　　誠
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２号
千葉県旭市岩井665番地
破産者　遠藤　栄子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３８２０号
東京都新宿区歌舞伎町２―25―８　エコプレイス新宿　411号室、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前６丁目35番３号
破産者　株式会社太陽商会
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８２１号
東京都新宿区歌舞伎町２―25―８　エコプレイス新宿411号室、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前６丁目35番３号
破産者　株式会社ＮＬ不動産
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２５０号
東京都文京区本郷３丁目24番１号
破産者　有限会社ノマディック
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２５１号
東京都文京区本郷３丁目24番１号　伊藤ビル401号室
破産者　株式会社テクスト
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２５２号
東京都板橋区南町50番５―401
破産者　椎原　芳貴
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４号
静岡県牧之原市静波1693番地37
破産者　株式会社あずさ建商
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６２２号
神戸市須磨区神撫町１丁目１番11―404号、前住所神戸市灘区船寺通４丁目２番15号
破産者　野田　明利
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部